

議案第 8 3 号

瑞穂町民会館条例及び瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

新庁舎建設事業に伴い、瑞穂町民会館を住民の利用に供することを一時停止している期間及び瑞穂ビューパークの使用料の減免の特例の期間を延長するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町民会館条例及び瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

（瑞穂町民会館条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町民会館条例（昭和 4 3 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 1 年 6 月 3 0 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

（瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 2 条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 3 1 年 6 月 3 0 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町民会館条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第12条 略	第1条から第12条 略
附 則	附 則
1 略	1 略
(町民会館の一時休館)	(町民会館の一時休館)
2 平成29年7月1日から <u>平成32年3月31日</u> までの間、町民会館を休館とする。	2 平成29年7月1日から <u>平成31年6月30日</u> までの間、町民会館を休館とする。
附 則	
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

第2条による改正

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第15条 略 附 則 第1条 略 (使用料の減免の特例) 第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年条例第26号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)から<u>平成32年3月31日</u>までの施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)附則第2項の規定に起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものと委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。 2及び3 略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条から第15条 略 附 則 第1条 略 (使用料の減免の特例) 第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年条例第26号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)から<u>平成31年6月30日</u>までの施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)附則第2項の規定に起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものと委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。 2及び3 略